

# 第24期宝塚市農業委員会

## 令和5年第2回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年2月17日

(2023年)

宝塚市農業委員会

## 第24期 宝塚市農業委員会 令和5年第2回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)2月17日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 農業委員定数 13人

### 4. 出席委員

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
4番 山添 令子	11番 上田 健
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	13番 篠木 秀夫
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員 なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

### 7. 出席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員 なし

### 9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

### 10. 議 題

- 1 議案第83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
- 2 議案第84号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
- 3 議案第85号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 4 報告第106号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
- 5 報告第107号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
- 6 報告第108号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
- 7 報告第109号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画変更の件

## 令和5年 第2回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年2月17日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和5年第2回総会を開催いたします。本日は、全員出席で、第2回総会は成立しています。

本日の議事録署名人は、3番阪上勝弥委員、4番山添委員にお願いします。それでは、総会を始めます。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

譲受人（住所）、（氏名）さん。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。申請地は、中筋（地番）、地目は畑、地積は267㎡。譲受人の耕作面積は16,276㎡、家族人数は3名。権利の種類は所有権です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者3名で、それぞれ100日、200日、250日。下限面積10aを超えております。申請地は、植木・苗木の栽培として利用し、今後も植木の栽培をする予定。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な農地の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、2月7日、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名が譲受人の立会いのもと申請地並びにその周辺の農地の利用状況等を確認しました。

○林会長 確認委員の意見を伺います。今里委員。

○今里委員 特に問題はないと思います。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手を願います。

（挙手）

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第84号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第84号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

届出者、（住所）、（氏名）さん。申請地、宝塚市上佐曾利（地番）ほか3筆、地目は田、畑、地積は合計177.8㎡。転用目的は敷地の拡張、宅地及び駐車場。面積は177.8㎡。（地

番)と(地番)は、非農地証明が添付。農地を自宅の敷地として使用していたと、始末書も添付されています。申請地は、(地番)、田、29㎡、(地番)、田、1.8㎡、(地番)、田、38㎡、(地番)、畑、109㎡。申請の理由は、駐車場の整備。地域の農業委員及び農会長も確認済です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。平井委員。

○平井委員 特に問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、進達することといたします。

次に、議案第85号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地集積計画決定の件を議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局 議案第85号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

申請地、大原野(地番)、地目は田、1,981㎡のうち90㎡を借りられます。農地所有者(氏名)さん、借り手は(氏名)さん。令和5年3月1日から令和10年2月28日までの5年間の使用貸借です。当該農地は、営農型の太陽光パネルが農地に設置されていますが、その下の90㎡を使うということで聞いております。

○林会長 確認委員の意見を伺います。上田委員。

○上田委員 太陽光発電設備がある場合、許可後に使用できると思いますが、今回の利用権は影響ありませんか。

○事務局 営農型太陽光発電設備の下部農地は、収穫量の2割減がめどで、天候等の不可抗力以外で大体8割は収穫できているかの報告をもらっています。

○上田委員 今回の利用権は、設備があっても利用できますか。

○事務局 設備がある前提で借りているので、問題はありません。

○上田委員 ありがとうございます。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて報告事項に移ります。報告第106号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第106号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地は、1,036㎡(計4筆)で、安倉西(地番)ほか3筆です。転用目的は月極駐車場、令和5年2月末日から60日間かけて造成。

2件目、届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地は、中筋(地番)、地目は田、面積が1,150

m<sup>2</sup>。転用目的は共同住宅で、令和5年3月1日から120日間で造成して、令和5年7月1日から270日間で建設予定。

3件目、届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地は、平井(地番)、地目は田、面積が438m<sup>2</sup>。共同住宅で、造成期間・建設期間は、受理通知後から30日間、120日間と聞いております。鉄筋の2階建て1棟を建設予定。

4件目、届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地は、中筋(地番)、地目は田、面積が175m<sup>2</sup>。木造平家建ての72m<sup>2</sup>の倉庫を建設予定。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、塚本委員。

○塚本委員 特にありません。

○林会長 2件目、4件目、今里委員。

○今里委員 問題ないと思います。

○林会長 3件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題ありません。

○林会長 何か質問等ありますか。特にないようですので、続いて報告第107号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第107号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目と2件目が同じ開発のため、まとめて報告します。1件目、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、中筋(地番)、地目は田、地積は16m<sup>2</sup>。中筋(地番)、(地番)は、診療所用の駐車場、造成期間・建設期間ともに2件とも同じで、3月1日から30日間かけて造成し、4月12日から120日間かけて建設予定。診療所は木造2階建て、駐車場はアスファルト敷。

3件目、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地は、山本中(地番)と(地番)。転用目的は、収益用のアパート建築で、令和5年4月1日から90日間で造成し、8月1日から90日間で建設予定。

4件目、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、口谷東(地番)と山本南(地番)。地目はそれぞれ田、地積690m<sup>2</sup>と486m<sup>2</sup>。転用目的は分譲住宅で、4月1日から100日間かけて造成し、7月1日から120日間かけて建設予定。

5件目、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さんです。届出地、中筋(地番)、地目は畑、地積508m<sup>2</sup>。転用目的は、分譲住宅で、3月1日から60日間かけて造成し、1月から建設予定。

6件目、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さんです。届出地、山本南(地番)、地積が田、1,408m<sup>2</sup>。転用目的はドラッグストア、5月22日から50日間で造成し、8月1日から140日間で建設予定。

7件目、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さんと(住所)、(氏名)さん、それぞれ2分の1所有です。届出地、小林(地番)、地積が田、753m<sup>2</sup>、駐車場として利用予定。3月15日から30日間かけて整地・転圧予定。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、2件目、5件目、今里委員。

- 今里委員 特に問題ないと思います。
- 林会長 3件目、4件目、6件目、阪上勝弥委員。
- 阪上勝弥委員 特に問題はありませんでした。
- 林会長 7件目、平塚委員。
- 平塚委員 問題ありませんでした。
- 林会長 何か質問等ありますか。特にないようですので、続いて報告第108号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。
- 事務局 報告第108号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。  
申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年1月24日から令和5年1月23日。全部で9筆、6,065㎡。令和5年1月23日に証明し、畑、ハウス、植木として利用。
- 林会長 何か質問等がありますか。特にないようですので、報告第109号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画変更の件による届出の件を報告します。事務局から説明願います。
- 事務局 報告第109号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画変更の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画変更について通知がありましたので、報告します。  
既に認可済の事業計画について、一部変更が生じたので、報告案件として報告いたします。  
変更点は、農地の貸借期間です。既に満了し、2023年1月1日から2027年の期間で同様の事業をしたいと届出がありました。
- 林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案3件、報告4件について審議等は終了いたします。  
これをもちまして、令和5年第2回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

3番 阪 上 勝 弥

4番 山 添 令 子